

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。）

2 申請年月日

平成 26 年 9 月 19 日

3 実施時期

認可後、平成 26 年 10 月 1 日から実施。

4 概要

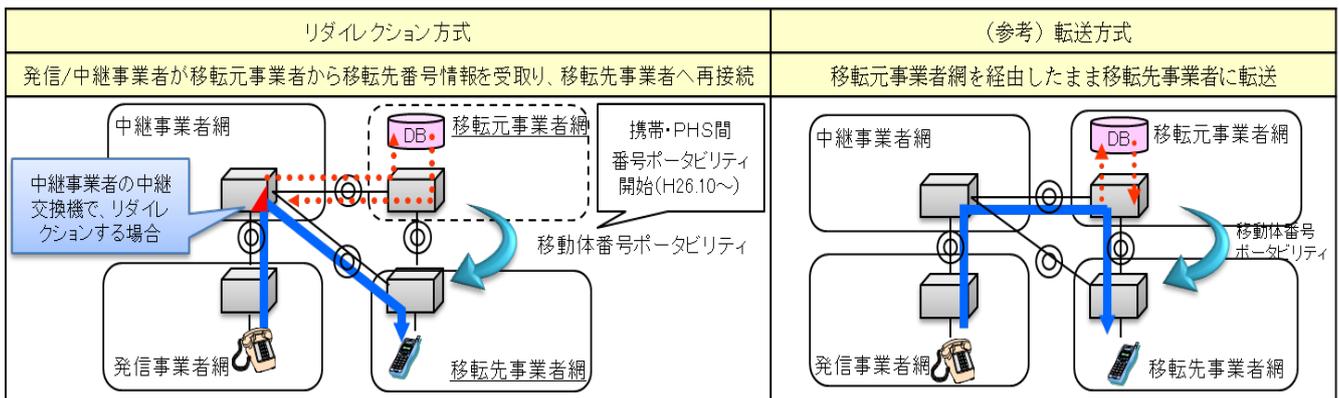
現行の接続約款では、携帯電話間で番号ポータビリティを行った番号に着信する場合に、リダイレクション方式（※）で着信するための網改造機能として、「移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能」が規定されている。

今般、電気通信番号規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 2 号）に基づき、平成 26 年 10 月から、携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティが開始されることを踏まえ、接続事業者から NTT 東西に対して、携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティについても、上記「移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能」を適用可能とするよう要望があった。

本件は、上記要望に対応するため、NTT 東西が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

※ 発信・中継事業者が、移転元事業者から移転先番号情報を信号により取得し、この情報に基づき、発信・中継事業者側で移転先事業者に再接続することで、呼の最適なルーティングを実現する方式。なお、番号ポータビリティのもう一つの実現方法として「転送方式」（移転元事業者網を経由し、移転元事業者から移転先事業者へ呼を転送する方式）が存在。（詳細は下図参照。）

【参考図】 移動体番号ポータビリティの実現方式



【凡例】 — : 通話路 : 信号

5 主な変更内容

「移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能」を、携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティにも適用可能とするため、接続約款に規定されている「移動体番号ポータビリティ」の定義に「PHS サービス」を追加するもの。

【変更対象の規定】

第3条 用語の定義	意味（下線：本件変更に係る追加事項）
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス <u>及び PHS サービス</u> に係る番号ポータビリティ

（参考：「移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能」）

網改造料 1-1 東（59）西（57）移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能	加入者交換機又は中継交換機から 移動体番号ポータビリティ に係る移転元事業者に対して移転先事業者に係る情報を返送するよう要求し、移転元事業者から返送された情報に基づき移転先事業者への方路を再設定する機能
---	--

6 諮問を要しない理由

本件接続約款変更は、接続事業者からの要望に基づき、現行の網改造機能の内容及び費用の負担方法を変更することなく、当該網改造機能の適用対象範囲のみを拡大するものであるため、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。